東京都公安委員会告示第 2703 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の4第18項並びに地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項及び第2項の規定に基づき、次のとおり公示送達する。

令和 8 年 11 月 5 日

東京都公安委員会

記

1　送達を受けるべき者の住所及び氏名

別添のとおり

2　送達する書類の名称

別添のとおり

3　公示事項

当公安委員会は、道路交通法第51条の4第18項及び地方税法第20条の規定に基づき、前2の書類の送達を受けるべき者に対し、当該書類を送付したが、所在が不明のため、送達することができないので、当該書類は当公安委員会（警視庁交通部駐車対策課）において保管し、いつでもこれを交付するから、送達を受けるべき者は当公安委員会に出頭の上、受領されたい。

神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目３６－４３－２－４０２
ＬＩ　ＺＩＳＨＥＮ　　放置違反金納付命令書（第　30-661-260901-202773）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

東京都台東区松が谷３丁目２０－１４－７０１ 藤田　誠吾	督促状（第　30-106-260602-417193）
東京都世田谷区上馬２丁目１３－１５－２０５ 高橋　恭平	督促状（第　30-325-260606-206491）
神奈川県川崎市多摩区栗谷４丁目７－１－１０８ 大澤　駿也	督促状（第　30-325-260623-440584）
静岡県牧之原市細江６４４１－１－１０６ ＣＯＥＬＨＯ　ＤＥ　ＡＲＡＵＪＯ　ＪＯＳＩＡＳ	督促状（第　30-333-260425-202246）
神奈川県綾瀬市寺尾西１丁目１４－５－１０３ 須藤　晴弥	督促状（第　30-660-260611-423078）
東京都三鷹市牟礼２丁目１１－２４ 有限会社　トゥルーライト	督促状（第　30-662-260618-436806）

１　この処分に不服がある場合は、道路交通法第５１条の４第１８項及び地方税法第２０条の２第３項の規定により、本掲示文書の送達があったものとみなされる日（以下「送達日」という。）の翌日から起算して３月以内に、東京都公安委員会（警視庁交通部駐車対策課経由）に対し審査請求をすることができます。

２　この処分については、送達日の翌日から起算して６月以内に、東京都を被告として（訴訟において東京都を代表する者は東京都公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、上記１の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この場合においては、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。